

# お知らせ

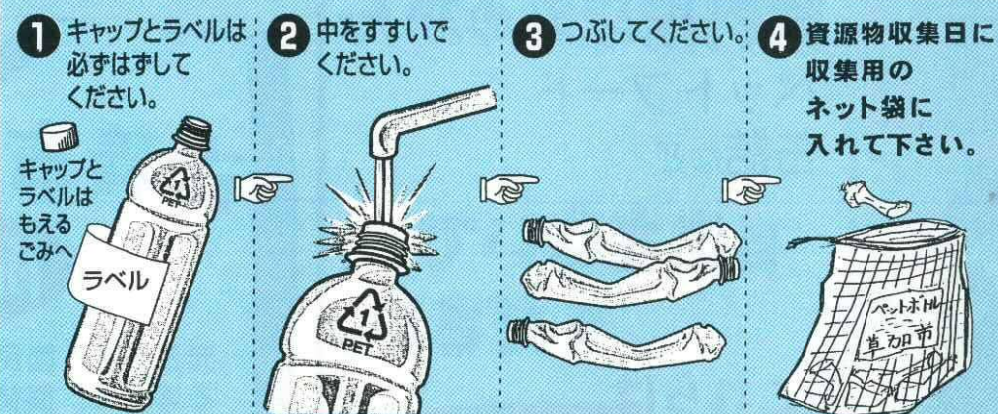
## ペットボトルの回収

平成18年7月からペットボトルの回収が始まります。(実施予定)  
これまで燃えるごみとして出していたペットボトルの収集方法が変わります。7月からは資源物収集日(月2回)に出してください。

対象は  
材質表示  
マークの  
あるもの



### 《ペットボトルの出し方》



## 環境業務センター

草加市青柳6-23-3  
電話 931-3972



# 資源物の 出し方 ご存じ ですか？



飲料用の

びん・かんだけですー

びんのふたは必ずはずしてね!



# 資源物(飲料用のびん・かん、古紙類)の出し方

いつ出すの? 決められた資源物収集の日(月2回)です。



**飲料用以外のびん**  
ジャム、ドレッシング  
化粧品など

**飲料用以外のかん**  
ペットフード  
缶詰など

は出さないで  
ください。

これらは  
**不燃ごみの日**  
に出してください

問い合わせ先は  
**環境業務センター**  
電話 931-3972

**古着古布の回収**  
**祝日に**  
元日を除く国民の祝日(日曜日に当たる場合は、振替休日に)  
午前9時から午後3時まで、洗濯済みの衣類や古着を拠点回収します。  
場所は、環境業務センター  
(次頁地図参照)



**紙資源の分け方**

**ダンボール**  
包装紙・箱紙・紙袋・封筒・はがき・名刺・トイレットペーパーやラップの芯など

**雑紙**  
このように製品に生まれ変わります

**新聞・チラシ**

**雑誌**

**雑紙のまとめ方**

紙袋に入れる

大きな封筒に入れる

混ぜてはいけない紙(禁忌品)

カーボン紙  
感熱紙  
写真  
紙コップなどのワックス加工品